

令和3年度 第1回 山梨県森林環境保全基金運営協議会

- 1 日時：令和3年7月27日（火）午後2時～
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）河野 東、五味愛美、草野香寿恵、志村隆夫、白石則彦、新田治江、丸茂正樹、若林祐斗（五十音順）
（事務局）金子林政部長、河西林政部次長、山田林政部技監、鷹野林政部技監
信田林政総務課長、上野森林整備課長、深水林業振興課長、植村税務課長
長池森林総合研究所主幹研究員、林政総務課企画担当（2名）
- 4 傍聴者の数 1名
- 5 会議次第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
 - （1）令和2年度 森林環境保全基金事業進捗状況等について（資料1）
 - （2）令和3年度 森林環境保全基金事業について（資料2）
 - （3）森林環境保全基金の管理状況について（資料3）
 - （4）事業効果の検証について（資料4）
 - （5）森林環境保全基金事業第3期計画の方向性について（資料5）
 - （6）その他
 - 4 閉会
- 6 議事の概要

○座長

どうぞよろしくお願い致します。それでは、これから議事に入らせていただきます。まず、議事の（1）～（3）については関連項目となりますので一括して議題と致します。

事務局からご説明をお願い致します。

○林政総務課長 資料1～3説明

○座長

ご説明ありがとうございました。

今回この森林環境保全基金は、5年1期の2期目の最終年度ということになっております。

独自財源としては2億8000万円ほどあり、これに加え神奈川県から2000万ほど、流域の上流に位置する山梨県ということで負担していただいています。

多様な公益的機能の維持・増進を図る荒廃森林再生事業が全体の3億円近い予算の8割以上が充当されるという予算規模になっております。

そのほかに、木材の利用促進とか社会全体で支える仕組みづくりというふうになっております。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。

○委員

昨年度の進捗状況ですが、荒廃森林再生事業と広葉樹の森づくり推進事業が計画数量に満たなかった理由はどういうところにあるのでしょうか。

○森林整備課長

まず、荒廃森林再生事業について、ご説明させていただきます。

本事業は、県税と国の補助事業を活用していますが、令和元年度より国の補助制度の要件が大きく変わったため、すべての事業地について、森林経営計画というものを策定しなければならなくなり、計画に荒廃森林を組み入れるのに時間がかかりました。

また、搬出条件というものがございまして、ヘクタール当たり10立法メートルを搬出しなければならないため、事業用地が限定され、搬出に伴い経費も掛かり増しとなり、結果的にこのような進捗状況となりました。

続きまして、広葉樹の森づくり推進事業は、計画11ヘクタールに対し実績が9ヘクタールとなったのは、事業用地を精査したところ結果的に若干減ってしまったところでございます。

○座長

ありがとうございました。

○委員

私は、県民参加の森づくり推進事業の11月8日に開催された中北管内の森林整備現場見学会に出席したのですが、親子で参加する方もいて、実際の作業をしているところの見学や森林セラピーを体験することができて、県民に対しての税の普及啓発としては、良い取り組みだと思いました。

○座長

こういう活動の参加者のアンケートはされているのでしょうか。

○林政総務課長

アンケートは実施しています。

○座長

ほかに委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、ご意見等ないようですので、議事の（４）へ進みたいと思います。

議事の（４）事業効果の検証について議題としたいと思います。

事務局からご説明をお願い致します。

○森林総合研究所主幹研究員 資料４－１説明

○森林整備課長 資料４－２説明

○座長

ありがとうございました。

それでは、資料４についてご意見等ございましたらどうぞ。

○委員

３２ページで、２の調査報告及び調査結果の問１に、「地域の里山が整備されたことを知っていますか」に６７％の人が「はい」、問２の「この整備に森林環境税が活用されていることを知っていますか」に「いいえ」６９％の人が回答しています。これからも皆さんからいただいているこの税を、こうやって使っているんだということをもっと知ってもらうためには、PRの仕方を工夫する必要があると思いますがどうでしょうか。

○森林整備課長

里山再生事業だけでなく、この税のPRをしなければいけないことは認識しております。従来から、地域住民の方に事業が始まる前にこういう場所でこういうことをやりますというお知らせや、森林所有者の方とか隣接地の方には、施業する森林組合などを通じて事業の説明をしていたのですが、配布する資料の内容について写真などを活用してわかりやすくするとか、そういった工夫をしながらPRしていきたいと思います。

○委員

県では税のことを「木もれ日」などを活用してPRしていますが、まだ県民にはこの税のことが知られていないので、各家庭に配付、或いは回覧をしてはどうでしょうか。

また、このモニタリング調査について、6年から7年ほど実施してきているのですが、この貴重なデータを今後どのように活用していくのか、教えてください。

○森林総合研究所主幹研究員

モニタリング調査は、今後も継続します。この後想定されるのは、1回抜き伐りをして林が明るくなり、伐り残された木が成長して、また暗くなるということが想定されます。そうなる過程で、管理をどのようにしていくのかを考えるうえで、このデータが活かされていくと考えます。

○委員

地図を見ると、県内の至る所で調査をしているのですが、調査地が違えば樹種や標高など条件も違うと思うのですが、その箇所だけの問題として扱うのか、又は、地域の違いも含めてどのようにモニタリングしていくのか教えてください。

○森林総合研究所主幹研究員

現在は、県の森林環境税を活用して整備した箇所をモニタリング調査しているわけですが、今後、市町村が国の森林環境譲与税を活用して整備をした箇所も加わり、データ量が充実することによって、整備や管理手法の検討に活かしていきたい。

○委員

質問ではなく感想なのですが、この森林環境税が活用できるというのは、私たち山梨県民にとって非常にプラスの部分が多いと思うので、もっとPRする必要があります。

先日、熱海で発生した土砂災害の件を考えても、これだけの山梨の荒廃森林を整備し、水源涵養機能も増幅しているということは、もっとPRしていくべきだと思います。

それからもう一つ、この森林再生事業アンケートの中に、寄せられた意見として「藪を手入れしていただき、きれいになりました」とあったのですが、最近北杜市でも話題になったのが、ガビチョウという鳥がすごく増えてきて、ほかの鳥が少なくなってきた。このガビチョウは、藪の中で生息するので、それを防ぐためにはちゃんと管理する必要があると論文にも書いてあり、里山再生事業がこういう効果もあるんだということもPRしてもいいと思いました。

私も委員として、この税をPRしていますが、まだまだ知らない人がたくさんいると感じています。

○座長

感想とはいっても、県の担当者から何かありましたら、ご意見等をお願いいたします。

○林政総務課長

森林環境税を知らないという方が多いのは認識しています。税の施行から約10年経っていますが、5年経ったときに行ったアンケート結果と認知度についてほとんど変わっていないという状況です。このため、先ほど、委員の先生からもありました、税の広報誌「木もれ日」を全戸に配布又は回覧というようなご提案もいただきましたので、参考にさせていただき、PRの手法について検討して参りたいと思っております。

○座長

最近、ユーチューブや動画配信が非常に影響力を持っておりまして、いろいろな検索用語でヒットしやすいような形にしておく、結構ヒットする場合がありますので、こんなことも一つのヒントとして考えてください。

○委員

私も見学会に参加させていただきましたが、この見学会こそユーチューブで動画配信したらいいと思いました。私は、ブログとかで短い動画を流したところ、すごく反応が良く、もし、見学会時に参加者の声をそのまま配信出来たらいいと思います。

○林政総務課長

大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。参考にさせていただき、実施に向けて検討していきたいと思っております。

○委員

県のホームページで検索はできませんでしたか。

○林政総務課長

県のホームページに税の広報誌「木もれ日」を掲載しております。

○委員

県に任せるだけではなく、我々も普及啓発に努めていきたいと思っております。

○委員

この県税の認知度についてデータがありましたら教えてください。

○林政総務課長

資料5の2ページをご覧くださいとアンケートの調査結果がありまして、県民の約56%が知らないと回答しています。

○委員

資料4の広葉樹の森づくり推進事業のところに活着率が65%とありますが、これは多

いのでしょうか。目標が達成していると解釈していいのでしょうか。

○森林総合研究所主幹研究員

65%というのは、調査地が10メートル×10メートルなので、1本枯れるだけでも数字が大きく変動してしまうということがあります。私が現地で確認した限りでは、広葉樹の林に向けて深刻な状況ということはありませんでした。

ただ、シカの防除ネットがシカによっていたずらされているので、ネットのメンテナンスはしっかりしないといけないと思います。

○座長

それでは、議題5に進みたいと思います。議事の(5)森林環境保全基金事業第3期計画の方向性について。

事務局からご説明をお願い致します。

○林政総務課長、森林整備課長、林業振興課長 資料5説明

○座長

ありがとうございました。

それでは、資料5についてご意見等ございましたらどうぞ。

○委員

国税と県税のすみ分けについて県の考え方を教えてください。

○林政総務課長

まず、荒廃森林整備については、荒廃森林の1万9千ha²を20年間かけて整備していく目標がありますので、達成に向けては両方の制度を使っていくことが重要ではないかと思えます。

また、木材の利用啓発については、広域的なものは県、地域に根ざしたものは市町村とすみ分けを整理したいと考えています。

○森林整備課長

森林整備について補足させていただきます。

県の森林環境税は、所有者が森林管理の意思はあるものの、費用負担が困難なことから自ら手入れができずに、荒廃が進んでいる民有林の間伐など実施するために導入したものです。国の森林環境譲与税は、所有者が自ら管理する意思がなく、管理を市町村にゆだねたいといった場合に、所有者の合意のもとで市町村が森林経営管理法に基づく経営管理権を取得したうえで、管理していくものであります。

○委員

一般の方にはちょっとわかりづらいと思いますので、我々委員も含め、県と協力して説明していくことができればいいと思います。

○座長

資料5の2ページ目に、国の森林環境譲与税の用途が書いてありまして、森林整備、人材育成、普及啓発・木材利用となっており、県の森林環境税も、森林整備、木材利用・普及啓発となっています。

森林整備について、所有者が管理する意思がないものは、市町村が管理する。意思があるものは、県に整備してもらおう。というように仕分けができております。ですから、森林整備については重複することはないと思います。

恐らく問題は、人材育成、森林環境教育、木材利用の部分を、県税の予算規模が小さいので、例えば一部を国の税を活用する。或いは市町村の裁量にゆだねるといった形にすることで、県税の森林整備のウェイトを増していくという整理だと理解しています。

一方、第4期までの間に国の税を使って2,700ヘクタールを整備していくと3ページ目にありますが、これの見通しについていかがでしょうか。

○森林整備課長

まず、国の税を活用するためには、所有者の意向確認を行ったうえで整備することとなるため、現在はモデル的な実施で実績は少ないが、今後、意向確認が増えることで整備量も増大していくと考えます。

また、単に市町村に任せるということではなく、例えば県内の全市町村が加盟する一般社団法人森林協会という団体には市町村支援部が設置されており、そこに当課の職員が1名常駐して、市町村のサポートをする体制を既に整えているため、国の税を活用した森林整備の促進を県としても支援していきたいと思います。

○委員

平成31年4月に森林経営管理制度が導入され、市町村が経営管理権を取得できるようになったとのことですが、これを活用したところは何件あるのでしょうか。

○森林整備課長

市町村が集積計画を作成することで経営管理権を取得できるわけですが、昨年度4自治体がこの制度を活用して整備しております。

○座長

今後のスケジュールについてですが、あと2回この協議会で第3期計画を協議することになっていますが、この協議会で決定後に県議会で決めるというプロセスが入ってくるのでしょうか。

○林政総務課長

計画の策定に県議会の議決等は必要とされていませんが、税金をいただいて実施していることですので、議会に説明はさせていただきたいと考えています。そして、最終的には庁議の中で決定するという手続きになっております。

○座長

他に、全体を通じて何かここでご発言があればお願いします。

○委員

この森林環境税って本当にいい税だと思うので、PRが必要だと感じました。これは、行政が個人の所有の山を税金で管理させてくださいということなので、やはり県民一人一人に声が届かないと意味がないので、県民への広報というものが大事だと思います。

○座長

貴重なご意見ありがとうございます。他に、委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特にないようですので、それでは議事をこれで終わらせて頂きます。

いろいろなご意見を委員の皆さんから出して頂きましたので、事務局の方で色々ご検討の上善処頂ければ幸いです。

それでは、進行を司会にお戻し致します。

○司会

座長、それから委員の皆様、ありがとうございました。

以上も持ちまして、閉会いたします。